

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	アイサンテクノロジー株式会社	コード	4667
提出日	2024/5/31	異動（予定）日	2024/6/25
独立役員届出書の提出理由	2024年6月25日に開催される株主総会で、社外監査役の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし		
1	久野誠一	社外取締役	○														○		有	
2	梅田靖	社外取締役	○														△		有	
3	山田麻登	社外監査役	○															○	新任	有
4	中垣堅吾	社外監査役	○															○		有
5																				

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	独立性の判断基準には該当せず、一般株主と利益相反が生じる懸念はありませんので、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定します。
2	梅田氏が代表執行役員を務めるUME合同会社とは過去に取引はありましたが、当社は同社の主要取引先ではなく、過去における取引額も当社の売上高の1%に満たない少額であり、当社の独立性判断基準を満たしております。	上記jに該当しますが、左記のとおり一般株主と利益相反が生じる懸念はありませんので、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定します。
3	該当なし	独立性の判断基準には該当せず、一般株主と利益相反が生じる懸念はありませんので、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定します。
4	該当なし	独立性の判断基準には該当せず、一般株主と利益相反が生じる懸念はありませんので、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定します。
5		

4. 補足説明

<p>当社は、社外役員の独立性を客観的に判断するために、以下のとおり独自の基準を定めています。</p> <p>社外役員の独立性判断基準</p> <p>アイサンテクノロジー株式会社（以下、「当社」という）は、当社における社外取締役および社外監査役（以下、総称して「社外役員」という）の独立性に関する判断基準を以下のとおり定め、社外役員（その候補者を含む）がいずれの項目にも該当しない場合に十分な独立性を有しているものとみなす。</p> <p>なお、社外役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社に告知するものとする。</p> <p>1.当社および子会社等（以下、「当社グループ」という）の業務執行者※1 2.当社の主要な株主※2またはその業務執行者 3.当社グループが主要な株主※3となっている者の業務執行者 4.当社グループの主要な取引先※4の業務執行者 5.当社グループの主要な借入先※5の業務執行者 6.当社グループから一定額を超える寄付を受けている者※6 7.当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者 8.当社グループから役員報酬以外に一定額を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等※7 9.当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就いている場合において、当該他の会社の業務執行者 10.過去3年間において、上記1から9までのいずれかに該当していた者 11.上記1から10までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族若しくは同居の親族 12.上記各項のほか、当社と利益相反が生じうるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者</p> <p>※1.業務執行者とは、直近10年間において法人等の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに類する役職者および用人等の業務を執行していた者をいう。</p> <p>※2.主要な株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。</p> <p>※3.当社グループの主要な株主とは、当社グループにおける持株比率が10%以上の者をいう。</p> <p>※4.当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度において、当社グループからの支払額が当該取引先の連結売上高の2%を超える取引先（主に仕入先）、または、当社グループへの支払額が当社グループの連結売上高の2%を超える取引先（主に販売先）をいう。</p> <p>※5.当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度末における当社グループの当該借入先からの借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者をいう。</p> <p>※6.当社グループから一定額を超える寄付を受けている者とは、直近3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付または助成を受けている者をいう。</p> <p>※7.当社グループから役員報酬以外に一定額を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等とは、直近事業年度において、役員報酬以外に1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている者をいう。</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。